

覚 書

県立長野図書館長 (以下、「甲」という。) と (以下、「乙」という。)
は、雑誌スポンサー制度の利用に当って、以下のとおり覚書を締結する。

(雑誌購入費用の負担)

第1条 乙は、県立長野図書館雑誌スポンサー実施要綱 (以下「実施要綱」という。) に基づき、
甲が購入する次の雑誌の代金を負担する。

- 2 乙は、前項の購入代金1年分を甲が指定する雑誌納入事業者に一括先払いで直接支払うものとし、定価の変動等により過不足が生じた場合は、年度末に清算を行うものとする。
- 3 支払いに必要な一切の費用は乙の負担とする。

(広告の方法)

第2条 甲は、乙が購入代金を負担した雑誌の新刊にカバーを掛け、雑誌表面にはスポンサー名を、雑誌裏面には乙の事業に関する広告を表示する。

- 2 スポンサー名の表示と広告は乙が作成するものとし、乙が事前に甲と協議し、甲の審査を受けたものでなければならない。

(広告の期間)

第3条 乙が雑誌の購入費用を負担し、かつ、甲が広告を表示する期間は、 年 月 日 から 年 月 日までとする。なお、期間満了日までに、甲乙いずれかの書面による本覚書による解約の意思表示がない場合は、4月1日を始期とする同一の内容の新たな契約 (書面は省略) を締結するものとし、その後も同様とする。

(広告主の責務)

第4条 乙は、広告内容に関するすべての事項に一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 乙は、広告の表示に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(定めのない事項に関する疑義)

第5条 本覚書及び実施要綱に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は実施要綱の趣旨に則り誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 住所 380-0928

長野市若里1-1-4

県立長野図書館長

印

乙 住所

印